

国自貨第102号
平成26年1月22日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

荷主への勧告について

貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。

なお、「荷主への勧告について」（平成15年2月14日付け国自貨第103号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。

記

1 発動要件等について

(1) 要件

荷主勧告の発動は、次の各要件を満たした上で行うものであること。

- ア 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第17条第1項から第3項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）をする場合において行うものであること。
- イ 輸送の安全確保命令又は行政処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該違反行為を行った事業者に対する輸送の安全確保命令又は行政処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときに行うものであること。
- ウ あらかじめ、当該荷主勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴くこと。

(2) 定義

- ア 違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるとき事業者の違反行為に関し、荷主が指示、強要等を行ったことが明らか

である場合を示す。

イ その他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められるとき

荷主が、優越的な地位や継続的な取引関係を不当に利用し、事業者に違反行為を惹起させるような行為を行った場合を示す。

ウ 輸送の安全確保命令又は行政処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるとき

当該荷主の取引に関し、事業者が当該違反行為を繰り返し行っている場合又は輸送の安全確保命令若しくは行政処分の後においても、事業者が当該違反行為を行うおそれがある場合を示す。

2 荷主勧告の具体的内容

法第64条第1項に規定する「違反行為の再発の防止を図るために執るべき適当な措置」とは、荷主の関与により、事業者が再び違反行為を行うことを防止するために必要な措置という意味であり、違反行為の内容に応じて、個別具体的にその再発防止に必要な内容を示すものとする。

3 荷主の範囲について

荷主勧告の対象となる荷主は、真荷主及び下請事業者に対する元請貨物利用運送事業者とする。

なお、元請が貨物自動車運送事業者である場合にあつては、法第22条の2に基づく輸送の安全確保阻害行為の禁止規定の適用を視野に入れ、必要に応じ、当該事業者に対する監査を実施すること。

4 所管大臣の意見の聴取について

荷主勧告（国土交通大臣が行った行政処分に係るものを除く。）に際し、地方運輸局長が、当該荷主勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴取しようとするときは、当分の間、国土交通大臣あて稟伺されたい。

5 荷主名及び概要の公表

荷主勧告を発動した場合は、原則として、荷主名及び概要を公表することとする。

6 荷主懇談会への参画及び連絡会議の開催について

輸送の安全を確保するためには、関係荷主所管官庁の協力を得ながら荷主への啓発活動を積極的に推進し、違反行為の発生を未然に防止することが必要不可欠である。

したがって、運賃料金の適正収受を図り、事業の健全な運営の確保に資するため、事業者及びその荷主並びにそれぞれの団体相互の協力体制の確立に

努めることとし、今後とも、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が開催する荷主懇談会等に対し、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は運輸支局（運輸監理部を含む。）の担当官の参画に努めるとともに、地方運輸局においては、荷主所管官庁との連絡会議の設置及び運営について積極的に対応されたい。

附 則

- 1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。

国自貨第103号
平成26年1月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
釧路・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

「荷主への勧告について」の細部取扱いについて

この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条及び「荷主への勧告について」（平成26年1月22日付け国自貨第102号。以下「局長通達」という。）に基づく荷主勧告に係る事務の細部取扱いとともに、警告書及び協力要請書に係る事務要領を定めるものであるもので、事務に遺漏のないようにされたい。

なお、「荷主への勧告について」の細部取扱いについて（平成20年3月28日付け国自貨第211号。以下「旧課長通達」という。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。

記

1 荷主勧告等の対象となる事業者の違反行為

荷主勧告、警告書及び協力要請書の対象となる一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の違反行為は、法第17条第1項から第3項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）に係る違反行為又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条の規定（法第35条第6項において準用する場合を含む。）による処分（以下「行政処分」という。）に係る違反行為（以下「対象違反」という。）である。

特に荷主の指示等により行われやすい形態である次に掲げる違反行為（以下「主要対象違反」という。）については、荷主の関与について適切に調査を行うこと。

(1) 法第17条第1項に規定する違反行為

事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講ずべき義務に係る違反（以下「過労運転防止違反」という。）

(2) 法第17条第2項に規定する違反行為

過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示（以下「過積載運行」という。）

(3) 法第17条第3項に規定する違反行為

同項に規定する違反行為のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項の違反であって、道路交通法第22条第1項に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反に係るもの（以下「最高速度違反」という。）

2 荷主勧告

荷主勧告の発動要件については局長通達記1のとおりであるが、荷主勧告発動のための端緒及び荷主の行為の類型等については、次のとおりである。

(1) 端緒

運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事案を認知した場合は、荷主の行為について調査すること。

ア 対象違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪として捜査機関に捜査された事案

イ 荷主が過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為のこと。）を行ったとして、警察署長から同条第2項に基づき再発防止命令書を交付された事案

ウ 運送契約書、運送依頼書等の書類、関係者の説明等から、対象違反に関し、荷主の主体的な関与が疑われる事案

エ 同一の荷主と取引関係にある複数の事業者が、同一の対象違反を行った事案

オ 過去3年以内に警告書（他の地方運輸局が発出した警告書を含む。）が発出されている荷主と取引関係にある事業者（当該警告書の対象であった事業者以外の事業者を含む。）が対象違反を行った事案

(2) 荷主の行為の類型

前項の調査の結果、荷主が次に掲げる事例の行為を行った疑いが認められる場合、地方運輸局は、個別具体の事例に応じ、当該荷主の行為が、法第64条第1項に規定する荷主勧告発動の要件に該当するか否かを適切に判断すること。

ア 荷主が事業者に対する優越的な地位又は継続的な取引関係を利用して、次に掲げる行為を行ったことにより、事業者が対象違反を行ったと認められる事例

(ア) 非合理的な到着時間を設定

(イ) 交通渋滞の発生等やむを得ない事情による運送の遅延に関し、ペナルティを設定

(ウ) 積込み前に貨物量を増やす急な依頼

- (エ) 荷主の管理に係る荷捌き場において、手待ち時間が恒常的に発生しているにもかかわらず、当該手待ち時間の解消に係る事業者の要請に対し、社会通念上行われるべき改善措置を行わないこと
- イ 対象違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められる事例

(3) 荷主勧告の具体的内容

局長通達記2に規定する荷主勧告の具体的内容については、次に掲げる例を参考とされたい。

- ア 事業用自動車の運転者について、「貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号）違反につながるような貨物の到着時間の設定を行わないよう勧告する。
- イ 事業用自動車の運転者に最高速度違反を惹起させることのないよう、契約において、交通渋滞等やむを得ない事情による到着時間の遅延に対し、ペナルティを課すことをしないよう勧告する。
- ウ 事業用自動車の運転者に過積載運行を惹起させることのないよう、積込み前に貨物量を増やす急な依頼をしないよう勧告する。
- エ 貴社の管理に係る荷捌き場において、恒常的な手待ち時間を発生させ、事業用自動車の運転者に、「貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号）違反となるような乗務をさせないよう、当該トラック運送事業者と協議の上、積載方法の見直し、ブースの増設等の措置を講ずることを勧告する。
- オ トラック運送事業者に対し、過積載となるような運行を指示しないよう勧告する。

(4) 荷主勧告書の発出先

荷主勧告書の発出先は、貨物の発注主体（支社又は営業所）及び本社とする。

3 警告書及び協力要請書

運輸支局又は地方運輸局による事業者に対する監査により、対象違反に関し、輸送の安全確保命令又は行政処分を行った場合においては、地方運輸局は、次の要件に基づき、警告書又は協力要請書を発出するものとする。

(1) 警告書

- 警告書は、次のいずれかの要件に適合する場合に発出するものとする。
- ア 対象違反に関し荷主の関与が認められる場合において、当該関与の度合い、荷主の行為の悪質性、荷主における違反防止のための改善措置の状況等を総合的に勘案し、荷主勧告の発動には至らないが、対象違反の再発防止のため荷主に対し警告を行う必要があると認められること。
- イ 過去3年間に荷主に対して協力要請書（他の地方運輸局が発出したも

のを含む。)を発出していること(荷主勧告を発動すべき場合を除く。)

(2) 協力要請書

協力要請書は、主要対象違反に係る積載物の荷主が特定できる場合に発出するものとする(荷主勧告を発動すべき場合及び警告書を発出すべき場合を除く。)

なお、積合せ貨物の輸送のように荷主が複数となる場合は、この限りでない。

(3) 発出先等

警告書及び協力要請書を発出する荷主の範囲は、真荷主及び下請事業者に対する元請貨物利用運送事業者(貨物自動車運送事業者を含む。)とする。

発出先は、貨物の発注主体(支店又は営業所)及び本社とする。

4 荷主勧告書等の様式

(1) 荷主勧告書

荷主勧告書の様式は、様式1のとおりとする。

(2) 警告書

過労運転防止違反に係るものは様式2-1、過積載運行に係るものは様式2-2及び最高速度違反に係るものは様式2-3のとおりとする。

なお、これらの違反以外の対象違反に係るものについては、これらの様式を参考に作成するものとする。

(3) 協力要請書

過労運転防止違反に係るものは様式3-1、過積載運行に係るものは様式3-2及び最高速度違反に係るものは様式3-3のとおりとする。

5 雑則

(1) 台帳の管理

地方運輸局は、警告書及び協力要請書の発出状況について、台帳で管理し、地方運輸局間での情報の共有化を徹底することとする。

また、警告書及び協力要請書の発出に当たっては、荷主の所在地を管轄する地方運輸局に対して事前に過去の発出状況の照会を行うこととする。

(2) 本省への稟伺

局長通達記4の規定に基づき、地方運輸局は、荷主勧告の発動の可能性があると判断した場合は、十分な時間的余裕をもって、自動車局貨物課に対し稟伺することとする。

(3) 荷主名及び概要の公表要領

局長通達記5に規定する荷主名及び概要の公表については、次の要領で実施することとする。

ア 公表事項

(ア) 荷主勧告の年月日

- (イ) 荷主の氏名又は名称
- (ロ) 発注主体である荷主の支社又は営業所の名称及び位置（番地まで）
- (エ) 違反行為を行った事業者の氏名又は名称並びに営業所の名称及び位置（番地まで）
- (オ) 違反行為の概要
- (カ) 荷主勧告の内容

イ 公表方法

地方運輸局においては、前記ア「公表事項」を記載した資料を報道機関に提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。

(4) 関係機関への連絡

荷主勧告書及び警告書の内容が過労運転防止違反の場合には、地方運輸局長から関係都道府県労働局長あて、荷主勧告書又は警告書の写しなどを用い連絡すること。

(5) 報告

警告書及び協力要請書の発出状況について、別記様式により年度毎にとりまとめ、翌年度の6月末までに本職宛報告されたい。

附 則

- 1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。
- 3 旧課長通達に基づいて発出された「一般的内容の協力要請書」及び「警告的内容の協力要請書」については、この通達により、それぞれ「協力要請書」及び「警告書」が発出されたものとみなす。

別記様式

荷主への警告書及び協力要請書発出件数

平成〇〇年度

〇〇運輸局 〇〇運輸支局

	過労運転 防止違反	過積載運行	最高速度違反	その他
協力要請書				
警告書				

様式1 (荷主勧告書)

勧 告

貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。

違反事実

- 違反内容 ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)
② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇
③ 違反日時 平成 年 月 日
④ 積載品 〇〇〇〇

なお、当運輸局は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止(〇台・〇〇日間)する行政処分を行ったところである。

については、今般、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。

(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)

なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。
(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)

〇〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長 印

トラック運送事業者の過労運転の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の過労運転の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところである。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり過労運転防止違反をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社管理に係る荷捌き場において恒常的な手待ち時間が生じていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該違反は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断した。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところであるが、その後改善が図られなかったところである。

違反事実

- 違反内容 ① 過労運転防止違反
② 違反日時 平成 年 月 日
③ 積載品 (〇〇〇〇)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、手待ち時間を生じさせないため、貴社管理に係る荷捌き場における積載方法の見直し等必要な措置を講じるよう (下線部には、違反の再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮されたい。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等についての問い合わせがある場合は下記まで連絡されたい。

(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部 〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

トラック運送事業者の過積載運行の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の過積載運行の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところである。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり過積載運行をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社が積込み前に貨物量を増やす急な依頼を行っていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該過積載運行は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断した。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところであるが、その後改善が図られなかったところである。

違反事実

- 違反内容 ① 積載物重量制限超過 (〇〇割以上)
(最大積載量〇〇〇 kg のところ〇〇〇 kg 積載)
- ② 違反日時 平成 年 月 日
- ③ 積載品 (〇〇〇〇)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、積込み前に貨物量を増やす急な依頼を行わないよう (下線部には、再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮されたい。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等についての問い合わせがある場合は下記まで連絡されたい。

(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部 〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

トラック運送事業者の最高速度違反の防止について (警告書)

当〇〇運輸局は、トラック運送事業者の最高速度違反の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら、諸施策を講じてきたところである。

今般、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり最高速度違反をしていた事実があったため、当運輸局で所要の調査を行った結果、当該トラック運送事業者に関し、貴社が非合理的な到着時間を設定し、当該到着時間に遅れた場合には、理由を問わず罰金を課すこととしていたこと (下線部には、違反事実に関する具体的な荷主の関与の内容を記載) の確認が得られたところであり、当該最高速度違反は、貴社の配慮等で防止できた可能性があるものと判断した。

【3年以内に協力要請書を発出している場合、次の文を追加。】

この点に関し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴社に対し協力を求めたところであるが、その後改善が図られなかったところである。

違反事実

- 違反内容 ① 最高速度違反 (〇〇 km/h 超過)
(最大積載量〇〇〇 kg のところ〇〇〇 kg 積載)
- ② 違反日時 平成 年 月 日
- ③ 積載品 (〇〇〇〇)

貴社依頼に係る運送に関し、今後このような違反行為が発生した場合、貨物自動車運送事業法第64条に基づく貴社への勧告を発動し、報道機関等を通じて公表する可能性があるため、貨物の運送依頼に当たっては、合理的な到着時間の設定や、やむを得ない事情による到着時間の遅れに対しペナルティを課さないなど (下線部には、再発防止を図るための措置を記載) 十分に配慮されたい。

なお、裏面の貨物自動車運送事業法第64条を参考とするとともに、事実関係等についての問い合わせがある場合は下記まで連絡されたい。

(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部 〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号) (抜粋)

(荷主への勧告)

第64条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者 (以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。) が第17条第1項から第3項まで (第35条第6項において準用する場合を含む。) の規定に違反したことにより第23条 (第35条第6項において準用する場合を含む。) の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第33条第1号 (第35条第6項において準用する場合を含む。) に該当したことにより第33条 (第35条第6項において準用する場合を含む。) の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

<参考条文等>

第17条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送 (以下「過積載による運送」という。) の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

※ 第35条第6項 一般貨物自動車運送事業者に係る規定について、特定貨物自動車運送事業者への準用が規定された条項

トラック運送事業者の過労運転の防止について (協力要請書)

平素、私どもの運輸行政に対しご理解とご協力をたまり、厚く御礼申し上げます。
さて、当〇〇運輸局において調査したところ、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり過労運転防止違反をしていた事実があり、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、当該トラック運送事業者の車両を使用停止 (〇〇日間) とする行政処分を行ったところであります。

違反事実

- 違反内容 ① 過労運転防止違反
② 違反日時 平成 年 月 日
③ 積載品 (〇〇〇〇)

過労運転は、貨物自動車運送事業法及び道路交通法により禁止されているばかりでなく、重大な交通事故を引き起こす原因ともなります。

過労運転の排除は、第一にトラック運送事業者の自覚が必要であります。荷主のご理解とご協力が不可欠でありますので、貨物の運送依頼に当たりましては、合理的な到着時間の設定や手待ち時間を発生させないなど過労運転の防止にご協力をお願いいたします。

なお、この協力要請書は、当運輸局が過労運転防止違反の行政処分を行う場合において、トラック運送事業者における違反の再発防止のための協力を荷主に要請するために発送するものです。

(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部 〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

トラック運送事業者の過積載運行の防止について (協力要請書)

平素、私どもの運輸行政に対しご理解とご協力をたまわり、厚く御礼申し上げます。
さて、当〇〇運輸局において調査したところ、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり過積載運行をしていた事実があり、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、当該トラック運送事業者の車両を使用停止 (〇〇日間) とする行政処分を行ったところであります。

違反事実

- 違反内容 ① 積載物重量制限超過 (〇〇割以上)
(最大積載量〇〇 kg のところ〇〇 kg 積載)
② 違反日時 平成 年 月 日
③ 積載品 (〇〇〇〇)

過積載運行は、貨物自動車運送事業法及び道路交通法により禁止されているばかりでなく、重大な交通事故を引き起こす原因ともなります。

過積載運行の排除は、第一にトラック運送事業者の自覚が必要であります。荷主各位のご理解とご協力が不可欠でありますので、貨物の運送依頼に当たりましては、積込み前に貨物量を増やす急な依頼を行わないなど過積載運行の防止にご協力をお願いいたします。

なお、この協力要請書は、当運輸局が過積載運行の行政処分を行う場合において、トラック運送事業者における違反の再発防止のための協力を荷主に要請するために発送するものです。

(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部 〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長

トラック運送事業者の最高速度違反の防止について (協力要請書)

平素、私どもの運輸行政に対しご理解とご協力をたまり、厚く御礼申し上げます。
さて、当〇〇運輸局において調査したところ、貴社依頼に係る運送において、トラック運送事業者が下記のとおり最高速度違反をしていた事実があり、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、当該トラック運送事業者の車両を使用停止 (〇〇日間) とする行政処分を行ったところであります。

違反事実

- 違反内容 ① 最高速度違反 (〇〇 km/h 超過)
(法定(指定)速度〇〇 km/h のところ〇〇 km/h 超過)
② 違反日時 平成 年 月 日
③ 積載品 (〇〇〇〇)

最高速度違反は、貨物自動車運送事業法及び道路交通法により禁止されているばかりでなく、重大な交通事故を引き起こす原因ともなります。

最高速度違反の排除は、第一にトラック運送事業者の自覚が必要であります。荷主各位のご理解とご協力が不可欠でありますので、貨物の運送依頼に当たりましては、手待ち時間等を踏まえ、積込みを終了した時間を起算点として合理的な到着時間を設定するなど最高速度違反の防止にご協力をお願いいたします。

なお、この協力要請書は、当運輸局が最高速度違反の行政処分を行う場合において、トラック運送事業者における違反の再発防止のための協力を荷主に要請するために発送するものです。

(問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部 〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇)

平成 年 月 日 (〇〇第 号)

〇〇〇〇株式会社 御中

〇〇運輸局長